

電子処方箋普及・活用促進事業補助金Q&A

2025/4/24

NO.	内容	質問	回答
1	導入	電子処方箋のシステム事業者を教えてください。	電子処方箋に対応しているシステム事業者については社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という）のホームページ（ https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010049 ）の電子処方箋導入対応事業者一覧からお探してください。
2	導入	システム事業者による対応に、どのくらい時間を要するのか。	システム事業者によって異なりますが、1～2か月を要することが多いようです。詳しくは各システム事業者へお問い合わせください。
3	交付対象	「基金補助金」と重複して申請可能か。	重複して交付を受けることができます。本補助金は、「基金補助金」の交付決定後に申請いただくものです。
4	交付対象	「基金補助金」の申請から交付決定を受けるまでどの程度時間を要するか。	「基金補助金」の申請から交付決定を受けるまで1～2か月かかると聞いていますが、それ以上時間を要することもあります。
5	交付対象	本事業開始前に実施した電子処方箋導入等経費は補助対象になるか。	県補助金、基金補助金ともに、電子処方箋導入後に申請いただくものです。県補助金は基金補助金の交付決定を受けていれば導入時期は問わず補助対象になります。（特に基金補助金を受けた時期の遡及期限を設定していません。）
7	交付対象	電子処方箋の新追加機能とは何か。	「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた以下5つの機能を指します。(1)リフィル処方箋(2)口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧(3)マイナンバーカード署名(4)処方箋ID検索(5)調剤結果ID検索この5つ以外の機能に係る導入経費は補助対象外となります。
8	交付対象	電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）も補助対象か。	導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象外です。

6	交付対象	補助金の対象となる具体的な費用は？	具体的な対象は以下の費用です。 ・ ICカードリーダーの購入費 ・ 電子署名に用いるICカードのカードドライバのインストール・設定に係る費用 ・ 顔認証付きカードリーダーのアプリケーションのアップデートに係る費用 ・ 資格確認端末のオンライン資格確認等連携ソフトのアップデートに係る費用 ・ カードレス署名のモジュール・クライアントアダプタサービスに係る費用 ・ 電子処方箋ファイルを作成（電子署名の付与を含む）する機能の追加費用 ・ 電子処方箋管理サービスへ電子処方箋ファイル・処方箋情報提供ファイルを登録する機能の追加費用 ・ 重複投薬等チェック結果を閲覧するための機能の追加費用 ・ 処方・調剤情報の閲覧等に係る機能の追加費用 ・ 薬局システムへ電子処方箋ファイル、処方情報提供ファイルを取り込む機能の追加費用 ・ ネットワーク設定作業等に係る費用（院内ネットワークの設定に伴う作業人件費を含む） ・ ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル、ファイアウォール機器等の購入費 ・ オンライン資格確認のネットワークの電子処方箋管理サービスに係る帯域増強に係る費用 ・ H P K I のモジュール取得に係る経費 ・ 電子処方箋管理サービスへ調剤済み電子処方箋ファイル、調剤情報提供ファイルを登録する機能の追加費用 ・ 処方・調剤情報の閲覧等に係る機能の追加費用 ・ 上記機能追加に伴い必要となる機器等の購入費 ・ 医療機関・薬局にて、施設職員への電子処方箋管理サービス等の導入に関する指導に係る経費
9	申請	医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関は、それぞれ県補助金の対象となるのか。	支払基金への補助金等申請は、医科・歯科それぞれで行うこととされていますので、基金から補助金等の交付決定を受けた後に、県補助金についても、それぞれ申請を行ってください。
10	申請	電子処方箋管理サービスの初期導入後、別に新機能の拡充を行った場合は、それぞれ県補助金の対象となるのか。	基金への補助金等申請を初期導入と新機能拡充に分けて行い、それぞれ補助金等の交付決定を受けている場合は、県補助金についてもそれぞれ申請を行えます。併せて申請する場合は経費所要額調書の対応する事業区分の行にそれぞれ記載してください。

11	申請	法人として複数の施設を開設しているが、それぞれの施設ごとに申請するのか。	開設者が同じ病院、診療所、薬局については、取りまとめて申請することができます。ただし振込先は請求書で指定した口座のみとなります。まとめて申請をする場合は経費所要額調書の対応する事業区分の行を追加して記載ください。
12	申請	添付資料に基金に申請した資料一式があるが、基金補助金をポータルサイトから申請した場合申請書を提出する必要がないため、申請書を提出することができないが、どうすればよいか。	ポータルサイトから申請した場合、申請書は提出不要となっているため、添付資料の①領収書（写）、②領収書内訳書（写）を提出いただければかまいません。
13	周知広報	申請書に添付する「周知広報をしたことが分かる資料」の例のうち電子処方箋対応施設であることを示したホームページとは施設のホームページでよいか。ほかに代用できるものはないか。	施設のホームページで構いません。「電子処方箋対応」と記載がある施設ホームページ画面の写しをご提出ください。 施設のホームページ以外では医療情報ネット（ナビイ）の掲載情報のうち「電子処方箋の受付の可否」が「可能」と登録されていることが分かる画面の写しでもかまいません。
14	周知広報	電子処方箋の周知広報したことがわかる資料を求められているが、広報資材はどこで入手できるか。	令和5年2月頃に、基金から全保険医療機関に対し、「電子処方箋の対応施設の周知ポスター」が送付されていますので、当該ポスターを使用することができます。 なお、当該ポスターを紛失等している場合は、下記の厚生労働省ホームページに、ポスター及びリーフレットの電子データが掲載されていますので、これらを利用してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html